

# 特定関係調書

令和 年 月 日

市 川 市 長

当社と市川市入札参加業者適格者名簿（工事）に登載されている者（以下「名簿登載者」という。）との間における、特定関係にある会社同士の入札参加制限基準（以下「基準」という。）に規定する資本関係又は人的関係のあるものは、次のとおりです。

## 1 資本関係がある他の名簿登載者

- ① 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にあるもの（基準3(1)ア関係）

商号又は名称	所在地

- ② 親会社と同じくする子会社同士の関係にあるもの（基準3(1)イ関係）

商号又は名称	所在地

## 2 人的関係のある他の名簿登載者

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねているもの（基準3(2)ア関係）

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねているもの（基準3(2)イ関係）

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

## 3 その他入札の適正さが阻害されると認められる他の名簿登載者（基準3(3)関係）

商号又は名称	所在地

住 所

商号又は名称

氏 名

印

## 記入上の注意事項

本調書の記入にあたっては、「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する3基準、5留意事項等に従って記載をお願いいたします。

なお、市川市が発注する建設工事、製造の請負、業務委託、物品の購入その他の契約に係る一般競争入札において、この基準のいずれかに該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、「入札に関する条件に違反した入札」として無効となりますので、ご注意ください。

### 特定関係にある会社同士の入札参加制限基準（抜粋）

～略～

#### 3 基準

##### (1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

##### (2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

##### (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合

～略～

#### 5 留意事項

##### (1) 人的関係の対象となる役員とは、次に掲げる者をいう。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

##### (2) 入札参加者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

～略～

#### 参考

3 (3) 上記(1)又は(2)と同視しうる特定関係があると認められる場合とは、一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子、兄弟姉妹等の関係であり、なおかつ公正な入札が阻害されるおそれがある場合などを想定しています。